

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いわき市長 内田 広之

市町村名 (市町村コード)	いわき市 204
地域名 (地域内農業集落名)	添野地区 (添野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 2 月 1 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・圃場の区画が狭く、耕作者の高齢化が進み、後継者がいない。
- ・野生鳥獣の被害があり、対応に費用と手間が多く、また、捕獲する人材の育成が必要である。
- ・約10年前に基盤整備について話しが出たが、小名浜道路の工事が行われることになり、頓挫したことがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手等への集約化を進めつつ、法人を含めた地域外からの入作を募り、地域全体で効率的な作付けに向けた集積・集約化を進める。
- ・基盤整備事業について検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより、集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・担い手等が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように地域内で話し合いを進めていく。 ・基盤整備事業に取り組む場合には、機構を通じて貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・カメムシ防除等の作業を「福島さくら農業協同組合」へ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策として電気柵等を設置して対策していく。
- ③ドローンを用いた農薬の撒布に引き続き取組み、農作業の効率化に努める。
- ⑦多面的機能支払交付金制度を活用して、ため池や水路の維持管理、圃場や農道の草刈りなどを継続していく。
- ⑨粃殻を畜産農家の敷材や堆肥にしている。